

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年6月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：アフガニスタン 担当：地球環境部
案件名：カブール首都圏開発計画推進プロジェクト（デサブ南地区上水道運営維持管理能力強化サブプロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件））

1 契約予定期間：2013年7月上旬～2015年3月下旬

2 参加要件

海外における上水道事業体能力強化に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年6月10日から2013年6月11日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年6月10日から2013年6月12日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年6月19日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：6月下旬
- (5) 契約交渉：6月下旬～7月上旬

5 業務の目的

1999年に約200万人であったアフガニスタン国（以下、「ア」国）における首都カブール市の人口は、推計で500万人（2009年）を超えており、本来の人口吸収能力を超えている状況にある。現在も急激なスピードで人口増加が続いており、この傾向は少なくとも今後数十年は続き、2025年には650万人に達するとの予測もある。このような急激な人口増加に対し、カブール市における都市基盤インフラの復旧・整備は遅れており、慢性的な水不足、地下水汚染、交通渋滞や大気汚染等の問題が深刻化している。また、国内避難民や就業の機会を求めた農村部からの人口流入により、都市貧困層が増加していることに加え、居住環境悪化、衛生環境の悪化による感染症の蔓延など、都市経済の持続的成長への負の影響が懸念されている。

JICAは2007年11月から2009年8月にかけて「カブール首都圏開発計画調査」を実施し、カブール首都圏開発マスタープラン（以下、M/P）を策定した。同M/Pに基づく首都圏開発計画を推進するため、カブール市やデサブ新都市開発委員会事務局（以下、DCDA）等の能力向上を図ることを目的とした技術協力プロジェクト「カブール首都圏開発計画推進プロジェクト」（以下、KMADP）を2010年5月から開始し、2015年5月までの予定で、カウンターパート機関の様々な能力開発（キャパシティディベロップメント：CD）を行っているところである。

同M/Pの中ではデサブ地域に新都市を開発することが計画されているが、同地域の新都市開発の実現のためには、同地域に十分な水資源を供給することが最重要かつ基本的な課題である。M/Pの中では、同地域への用水供給のための水資源開発計画が策定されており、水源として、約40km離れたパンジシル扇状地の地下水をパイプラインによりデサブ新都市に送水する計画が提案されたが、この計画の完工には時間を要することから、M/Pの中では2016年までの短期的な水資源として同地域内の地下水を利用することが提言されている。

上記M/Pの提案を受け、KMADPの枠組みにおいて短期的な水源の検討を行う「デサブ南地区地下水開発サブプロジェクト（以下、地下水SP）」が2011年から2012年にかけて実施された。地下水SPにおいては、複数の短期水源候補の比較検討が行われ、デサブ新都市の初期開発地区（約830ha、計画人口42,000人、以下、パーセル-1）の南部約20km、カブール川下流域に位置するポレシャルヒ水源を水源の最有力候補として同定し、その揚水可能量についての分析が行われた。

上記地下水SPでの検討結果を受け、2012年10月に「ア」国政府はポレシャルヒ水源の整備、パーセル-1までの送水施設整備、パーセル-1内の主要配水管の整備について、我が国に対し無償資金協力を要請した。JICAは同要請に基づき「デサブ南地区緊急給水計画」の概略設計調査を実施し、2013年2月に行われた我が国の閣議において同計画の実施が決定された。同計画は2014年12月の施工完了を予定している。しかしながら、パーセル-1の上水道施設は新たに都市開発される地区に新設される施設であるため、運営維持管理のための「ア」国側組織体制は施設建設の進捗に合わせてこれから整備する必要がある。「ア」国における上水道事業体としてはアフガニスタン上下水道公社（AUWSSC）があり、既存カブール市等で給水事業を行っていることから、パーセル-1の上水道施設の運営維持管理はAUWSSCが担うことがDCDAとAUWSSCの間で合意されている。そのため、今後AUWSSCは2014年末のパーセル-1の上水道施設完成に向け、同地区の上水道運営維持管理を行う新たな分局を設立することを計画している。

このような背景を受け、KMADPの活動の一部として、「デサブ南地区上水道運営維持管理能力強化サブプロジェクト」が実施されることが決定された。本サブプロジェクトでは、新規に設立されるAUWSSCのパーセル-1分局に必要な職員雇用と組織体制整備の支援を行い、雇用した職員に対し研修等を通じた能力強化活動を実施し、同地区の上水道

施設完成後の運営維持管理基盤の構築を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

カブール市及び同郊外

(但し、治安上の理由から本業務従事者はアフガニスタン現地での活動は行わず、研修(本邦及び第三国)及びその他通信手段等を用いて業務に従事することを想定している。)

(2) 相手国関係機関

アフガニスタン上下水道公社(AUWSSC)

(3) 活動内容

ア. 関連情報の収集・分析

イ. インセプション・レポートの作成・説明・協議

ウ. プロジェクト実施体制の整備・確認

エ. パーセル-1上水道運営維持管理に係る全体計画の作成

オ. パーセル-1上水道運営維持管理に必要な組織体制の整備

カ. パーセル-1における水道料金徴収能力の強化

キ. ポレシャルヒ水源及び圧力調整池等の施設運転能力の強化

ク. パーセル-1上水道運営維持管理に必要な水質管理能力の強化

ケ. 上記オ～クに係る研修の実施(本邦・第三国)

7 成果品等

(1) インセプションレポート(2013年7月中旬)

(2) プログレスレポート(2014年3月下旬)

(3) 技術協力成果品(2015年3月中旬)

(4) JICAプロジェクトブリーフノート(2015年3月中旬)

(5) 業務完了報告書(2015年3月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

(1) 総括/上水道運営維持管理計画(評価対象予定者)

(2) 組織・財務計画(評価対象予定者)

(3) 上水道施設運転維持管理(システム)

(4) 上水道施設運転維持管理(機械・電気)

(5) 水質検査・水質管理

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定です。

・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。

・本案件は、治安面で十分安定しているとは言えない国・地域を対象とした、通常案件よりも特殊な環境下での事業実施が必要とされる業務環境に鑑み、一般管理費等率に10%を上限として加算できるものとします。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。